

平成27年度 第2回北見市社会福祉審議会 会議録

日 時：平成27年10月13日（火） 午後1時30分～1時59分
場 所：まちきた大通ビル庁舎 6階 北見市議会 第二委員会室
出 席 者：佐藤会長、岡田副会長、堀口委員、稲村委員、坂本委員、高橋委員、鈴木委員、伊東委員、
三宅委員、白幡委員、吉田委員、石森委員、信田委員、藤田委員
（事務局）高畑保健福祉部長、大栄保健福祉部次長、高田社会福祉課長、持田社会福祉課総務係長、
池田社会福祉課指導第1係長、今村課員
欠 席 者：江野委員、古畑委員、不破委員、古屋委員、平野委員、志賀委員

会議次第

1. 市長あいさつ
2. 報告事項
北見市高齢者・障がい者に対するバス料金助成制度の見直しについて
 - (1) 道内外の自治体における類似事業の現状について
 - (2) 市民アンケート調査の結果について
 - (3) 市長への手紙に寄せられたご意見について
3. その他

開会

(事務局) 本日は何かとご多用中のところ、本年度第2回目となります、北見市社会福祉審議会にご出席頂き、誠にありがとうございます。
それでは開会に先立ち、佐藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長) ただ今ご紹介頂きました、社会福祉協議会の佐藤でございます。
本日は、大変お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。27年度第2回目の審議会となりますが、委員の皆様には、忌憚のないご意見、ご提言を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。それでは、この後の議事進行は会長をお願いいたします。

(会長) それでは、ただ今から平成27年度第2回北見市社会福祉審議会を開会いたします。はじめに、会議の成立及び諸般の報告について、事務局より説明願います。

会議の成立

(事務局) 本日の出席委員数は、20人中14人です。江野委員、古畑委員、不破委員、古屋委員、平野委員、志賀委員は、所用のため欠席される旨ご連絡がありましたので、ご報告いたします。審議会条例第6条第2項の規定に基づき、委員の半数以上の出席がありますので、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

また、委員の変更がありましたのでご報告させていただきます。

学識経験者区分から委員に就任していただいております、日赤看護大学の太西教授が本年3月に退官されたことに伴い、後任として、志賀加奈子准教授に就任いただきましたのでご報告いたします。なお、志賀委員は本日、他用務のため欠席となっております。

続きまして、お手元の配布資料の確認をお願いいたします。

まず、お手元に配布させていただきました議事次第が1部、また、先日送付させていただきました資料といたしまして、右上に資料1と書かれた「道内外の自治体における類似事業の現状について」と書かれた、A4を2枚ホッチキス止めしたものが1部。

資料2といたしまして「北見市高齢者・障がい者に対するバス料金助成制度 アンケート集計結果」と書かれたA4の冊子が1部。

資料3といたしまして「市長への手紙へ寄せられたご意見」と書かれた、A4を2枚ホッチキス止めしたものが1部。

別紙として「北見市高齢者・障がい者に対するバス料金助成制度 アンケート回答集」と書かれたA4の冊子が1部の計4点を使用いたしますが、不足等ございましたらお申し出いただければと思います。

私からは以上です。

(会長) ありがとうございます。それでは、お手元の次第に基づき、議事を進めてまいります。
本日の議題は1件で「北見市高齢者・障がい者に対するバス料金助成制度の見直し」についてでございますが、この件につきましては、先に前市長より諮問を受け、本審議会の高齢部会で現在具体的な審議を行っているところでございます。皆様ご承知の通り、この間におきまして新市長がご就任になられ、本日は公務多忙の中、辻新市長にご臨席を頂いておりますので、諮問事項の取扱いも含め、ご挨拶をいただきたいと思っております。
それでは、辻市長、よろしくお願いいたします。

1. 市長あいさつ (市長)

初めまして。ただ今ご紹介頂きました市長の辻でございます。
会長をはじめ、社会福祉審議会の委員の皆様には、日頃より、市民が市政において最も関心が高いと言っても過言ではない、社会福祉行政全般にわたり、市の諮問機関として貴

重なご意見とご提言を頂くなど、多大なるお力添えを賜っており、改めまして御礼を申し上げる次第でございます。

さて、市が平成12年の制度導入以来取り組んでまいりました、高齢者と障がい者を対象としたバス料金助成制度につきましては、前市長の諮問事項として、本審議会に設置されております高齢部会において、具体的な議論が進められていると保健福祉部から伺っております。

高齢化が急速に進展している今日、しかも全国で4番目の広大な面積を有するとともに、冬期間の積雪に伴う生活の足としての公共交通の役割などを勘案いたしますと、本市におきましては、高齢者や障がい者の皆様が、地域で生きがいを持って暮らすことができる地域福祉の推進において、市の最重要施策の一つであると認識しているところであり、本制度の持続可能性を高めることが何よりも重要であると考えているところであります。

本制度につきましては、議会からも制度運用上の課題について、縷々、ご指摘を頂いているほか、アンケート調査結果、市長への手紙などを通じて、様々なご意見やご提言が市民の皆様から寄せられており、関心の高さを伺い知ることができます。

私といたしましては、こうした課題解決も含めまして、受益者負担と利用者の視点に立った制度運用のあり方について、検討が必要であるとする前市長の諮問事項を継承した上で、引き続き、本審議会でご議論頂くことが最善であると判断し、改めまして本制度の見直しについてご検討頂きたく、よろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

私からは、以上でございます。

(会長) 市長はこの後、他の公務がございますので、退席させていただきますので、委員の皆様、よろしくお願ひいたします。

(市長) 委員の皆様、ご審議のほど、宜しくお願ひいたします。

— 市長 退席 —

(会長) それでは、議事を続けてまいります。

ただ今、辻市長からご挨拶とあわせてお話しがございましたが、「北見市高齢者・障がい者に対するバス料金助成制度の見直し」については、前市長からの諮問事項ではあります。辻市長におかれましても諮問事項を継承し、引き続き制度の見直しについて本審議会において議論していただきたいということが市長の考え方でありましたので、委員の皆様ご了承いただけますか。

— 異議なし —

(会長) 続きまして、議事次第の2. 報告事項について、事務局に説明を求めます。

2. 報告事項

(1) 道内外の自治体における類似事業の現状について
(事務局)

はじめに、資料1「道内外の自治体における類似事業の現状について」お手元の資料に基づき説明させていただきます。

この調査につきましては、道内の全市及び、道外においてはバス料金助成を行っている政令市に対して、協力をお願いいたしました。

その結果、道内21市、政令都市9市から回答がありました。

資料1は調査結果を一覧としてとりまとめたものですが、左の列の網掛けがかかったバス料金の助成方式は、大きく3種類に分類しております。

札幌市から一番下の福岡市まで13市につきましては、一般的に回数券か優待券を交付する方式です。

上から5番目の網走市の場合は、従来から5,000円分の助成券を交付しており、札

幌市の場合、少々特徴的ですが、最大70,000円分利用できる乗車券を17,000円の負担で購入できる方式を採用しております。

また、そもそも本市と事業目的が異なるため、本市では対象要件に含めておりませんが、中段の釧路市から砂川市までの6市については、市民税非課税という所得要件を設定しており、低所得者の生活支援対策としての助成事業の側面が含まれている自治体もございます。

次のページをご覧ください。本市を含めまして、一番上の伊達市ほか、道外では名古屋、横浜、京都市が、要件は異なりますが、運賃無料の乗車証交付方式を採用しております。

この中で、帯広市については、社会福祉課の職員が直接赴いて、来年3月に実施を予定しております乗車証の一斉更新について意見交換をさせて頂いておりますが、帯広市で特徴的なのは、乗車証の交付時に交付料として事業負担金を500円利用者から頂く方法で、有効期限は、本市は3年間ですが、帯広市は無期限となっております。

次のページをご覧ください。深川市ほか道外の大阪、神戸を含めた10市については、いわゆる割引運賃方式を採用しております。

乗車するごとに、身分証明書などを提示して、100円程度の割引運賃を支払う方式ですが、本市の場合、割引運賃を支払う方式は、財政効果はもっとも期待できるのは当然ですが、利用者にとっては運賃を支払う手間が生じることや、利用者の負担増が大きいことから、福祉サイドとしては馴染まないのではないかと考えております。

(2) 市民アンケート調査の結果について

(事務局)

次に、資料2、アンケート集計結果について説明いたします。

1市3町の合併後、3自治区については、暫定的に5,000円分利用可能な乗車券を交付し、その後平成21年10月から現行制度に一元化した経緯があり、その際、3自治区の市民を対象とした簡略的な意向調査は実施しておりますが、今回実施いたしました利用者および非利用者を含めたアンケートは初めて実施いたしました。

1ページをご覧ください。2に調査概要を記載しておりますが、アンケート用紙の発行者は無作為に抽出した利用者、非利用者合わせまして3,000名、回収率は全体で43.13%となっております。

2ページをご覧ください。利用頻度は度外視して、利用者については高齢者1,000名、障がい者500名、合計1,500名にアンケート用紙を送付いたしました。

3ページをご覧ください。質問1で、性別をお尋ねいたしました。回答者全体のうち、女性の回答者が過半数の56%という結果でした。

4ページをご覧ください。質問2で年齢をお尋ねいたしましたが、乗車証の所持者のうち、もっとも利用頻度が高いと思われる70歳～79歳までの年齢層の回答率が高く、70歳未満の回答者は、ほぼ障がいをお持ちの方と推測できます。逆に、バス乗車証を持っていない非利用者からの回答は、年齢層がほぼ平均化されておりました。

5ページをご覧ください。回答者のお住まいの地域ですが、北見自治区が8割、次いで留辺蘂自治区、端野自治区、常呂自治区となっております。これは、自治区別の乗車証交付件数とほぼ同等の数字となっております。

6ページをご覧ください。質問4で、バス乗車証の有無をお尋ねし、回答総数1,294名のうち、乗車証をお持ちの方は859名となっております。

7ページをご覧ください。バス乗車証をお持ちの方のみに、利用回数の増減を伺いましたところ、減ったと回答があったのはわずかで、半数近くの方が利用頻度が増えたとお答えになっており、この制度がバスの利用増につながっていることが明らかになっております。

8ページをご覧ください。バスの利用頻度についてお尋ねしたところ、週に1回以上ご利用の方、「アイウ」のいずれかを選んだ方が、全体の44.43%となっております。下はそれを棒グラフで示したものです。

9ページをご覧ください。利用目的についてお尋ねしたところ、最も多かったのが、通院、2番目に買い物、3番目が中心市街地に行くためとお答えになっており、この制度が

中心市街地に人を呼び込むことへかなり貢献していることがわかります。

10ページをご覧ください。質問7で通院を選んだ方に伺ったところ、1か月あたり平均4,000円から5,000円、年間推計で60,000円の医療費をお支払している方が最も多いことが明らかになりました。

11ページをご覧ください。利用目的で買い物とお答えになった方に、1回あたり、お幾らぐらい使われるのか伺ったところ、4000円から5000円とお答えになった方が最も多く、具体的な品目については、推測ですが主に食料品ではないかと考えられます。

飛びまして13ページをご覧ください。バス乗車証をお持ちにならない方にその理由を伺ったところ、圧倒的に多かったのが自家用車利用で、70代以上の高齢者の方の自家用車利用率の高さを示しております。「カ」のバス停留所から遠く、利用できないとお答えになった方は、全体の12.3%となっております。

14ページをご覧ください。質問9は、バス乗車証の他の目的での利用について伺いました。全体の約14%の方が、本人確認や年齢確認でご利用されております。

15ページをご覧ください。この制度を利用するにあたり、1年あたりの利用者の一部負担についてお尋ねしたところ、一番下の未回答とお答えになられた方と100円とお答えになられた方は、現行制度のまま継続することをご希望されていると推測できますが、これを除くと、利用者と非利用者ともに、年間1,000円の負担とする方が最も多く、1,000円以上、1,500円未満が次に多かった回答です。

16ページには、これを棒グラフで示しております。上段は、利用頻度別に年間の負担額を伺ったところ、ほぼ毎日ご利用頂いている方は100円と回答されておりますが、利用頻度に限らず1,000円から2,000円と回答された方が多く、下段の年齢別の負担額を示すグラフでは、これから利用対象になる60代から、現在利用されている70代では、1,000円から1,500円と回答された方がもっとも多くなっております。

次に18ページをご覧ください。バスの有効期限についてお尋ねしたところ、現行のまま3年とお答えになられた方が圧倒的に多く、過半数を占めております。

19ページをご覧ください。制度運用上の課題となっております不公平感の緩和方法について自由回答でお尋ねいたしました。自由回答ですので、回答内容を類型化させて頂いておりますが、最も多かったのが、利用者、非利用者を合わせまして、利用負担を求めべきとするもの、続いて、利用者からの回答では、仕方がないとするもの、逆に非利用者の2番目に多かった回答は、バスの小型化、これと同等数の回答でタクシーへの助成とするものが多い結果となっております。

なお、主な意見は利用者、非利用者別に、19ページから21ページまで記載のとおりとなっております。

最後に質問13として、この制度についての考え方について、これも自由回答でお伺いいたしました。利用者、非利用者ともに、約半数の方が率直なご意見を寄せて頂き、自由回答の質問は一般的に空欄が多いと思われそうですが、約半数の方からご回答いただき、これも、この制度に対する関心の高さを示していると思われま。

この結果、当然ながら、現状のまま制度継続とする回答が利用者で最も多かった半面、利用者負担を求めべきとする意見が利用者では2番目、非利用者では最も多い回答となっております。制度を廃止すべきとする意見はほんのわずかの方のみでしたので、制度自体は、継続をご希望されている方が大多数との結果となっております。

自由回答の内容は、同じく、利用者・非利用者別に、記載させて頂きました。

(3) 市長への手紙
に寄せられたご意見
について

(事務局)

次に、市長への手紙に寄せられた意見をすべてご紹介いたします。

寄せられた意見はほとんど、制度存続を希望するものでしたが、利用者負担を導入しても良いからこの制度を続けてほしいとする意見が目につきました。

例えば、2番目のお手紙ですが、この方は障がい者就労の方で、通勤でバス乗車証をご利用頂いておりますが、負担額としては高額なのですが、それでも良いとする回答でした。

このほか、集約いたしますと、対象年齢の引き上げ、自家用車の運転が不安なので、バ

スに転換する必要性を感じているなどのご意見を頂戴しておりますが、一部利用者負担の導入よりも、この制度自体が廃止される危機感をお持ちの方が多かったため、今年7月から8月まで実施いたしました地域福祉を考える住民懇談会のおきましても、この制度の存続について複数の質問が出ており、制度自体を廃止するものではないことについて誤解を解く意味で、説明させて頂きました。

(会長) ただ今、報告事項(1)から(3)まで一括して事務局から説明がありましたが、委員の皆様から、ご質問等はございませんか。

(委員) 私は高齢部会の委員でありますので、事前に資料についての説明を事務局から受けておりましたが、前市長の諮問事項を継承してほしいという意見がございましたので、本審議会ですべてを了解いただいたのかなとは思っておりますが、それを踏まえた上で、今説明がありましたアンケートの結果等を踏まえ、速やかに高齢部会から審議会へたたき台を提出ができるような日程にしたらどうかと思います。

市民の意見は全て読ませていただきましたが、相当しっかりとした考えを持った上で意見を述べられていると感じましたので、部会で議論をしても本審議会でも議論をしてもあまり変わらないのではないかなと考えますので、もし事務局から日程等の考えがあれば、それを本日の審議会でご了承をいただいて、それに沿った形で速やかにたたき台を作ったらいかがかなと思いますので、お取り計らいを宜しくお願いできればと思います。

(会長) ただ今、委員からご意見をいただきましたが、その他の委員の皆様はいかがでしょう。

(委員) 質問が2点ございまして、まず、前回の社会福祉審議会の中で、本件は高齢部会での取扱いということになりましたが、その後、高齢部会は開催されていなかったのでしょうかというのが1点目です。

もう1点が、(1)の他都市の状況についての説明の中で、割引回数券・割引優待券方式は北見市の助成方式には馴染まないという説明がありましたが、最初の段階から馴染まないという風にして切り捨ててしまっているのか、再度それを含めて検討するのかというのは今後検討するにあたり大きな問題になると思いますので、選択肢として残しておいた方が良くないかなと思います。

(会長) ただ今委員から質問がありましたが、最初の審議会が始まりまして、その中で高齢部会に具体的な検討をしていただくということで進めてきたわけでございますが、現在の状況を含め、事務局から説明願います。

(事務局) まず、今後の日程についてのご質問ですが、今後の日程につきましては、この後の高齢部会の中でご議論いただければと考えております。

次に、助成方式についてのご質問ですが、割引優待券制度について、私の方から決めつけるようなご説明をしてしまったこととお詫び申し上げまして、助成方式についても高齢部会の中でご議論いただきたいと思いますと考えております。

(事務局) 高齢部会については、現在2回開催しております、今回市長に出席をいただいたのも、高齢部会あるいは会長と相談をしながら、再度この審議会を開いたという形になりますので、そこをご了承いただければと思います。

(会長) ただ今事務局から説明をいただきましたが、そのようなことでよろしいでしょうか。その他、委員の皆様から何かございませんか。

－ 質問なし －

(会長) それでは、先ほどお二方の委員からもご発言がありました通り、引き続き高齢部会で議論を継続していただき、今後は答申案のたたき台を含めて議論をいただき、まとめればこの審議会で提示をしていただくということで今後も進めさせていただきたいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

— 異議なし —

(会長) それでは、引き続き高齢部会の委員の皆様には大変ご足労をおかけしますが、どうぞ宜しくお願いいたします。

以上で本日子定しておりました議事は全て終了いたしました。全体を通して、委員の皆様からご質問等はございませんか。

— 質問なし —

(会長) それでは、次第の3. その他について、事務局から連絡事項等はありませんか。

3. その他

(事務局) 大変恐れ入りますが、この後第3回の高齢部会を開催したいと考えておりますので、高齢部会の委員の皆様にはお時間を頂戴いたしたいと存じます。

閉会

(会長) 大変恐縮ですが、高齢部会の委員の皆様には、宜しくお願い申し上げます。

それでは以上を持ちまして、平成27年度第2回社会福祉審議会を終了いたします。長時間にわたり、大変お疲れ様でした。

— 終了 午後1時59分 —